

<別紙>

(仮称)須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書に対する省令[※]第12条第1項の規定に基づく意見

(※：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は須賀川市と玉川村の最東部の行政界付近の山陵上において大規模な風力電源開発を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低く、ほとんどの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、それらの具体的内容を明らかにすること。
- (2) 事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、保安林、希少な動植物の生息地、峡谷、砂防指定地、地すべり指定区域、埋蔵文化財所在地等の風力発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。

また、本事業計画の実施により、近隣に存在する児童養護施設の運営、重要な水源、鉱泉、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。

- (3) 環境影響評価を実施するに当たっては、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅の分布、風況その他自然状況等の多面的な視点から複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、住宅を挟むような風力発電機の配置を極力回避する等、周辺への環境影響が最小になるような計画とすること。
- (4) 工事中の資材の搬出入やその経路については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、事前に綿密に検討すること。
なお、輸送経路については、複数案を比較検討し、その検討結果について方法書に具体的に記載すること。
- (5) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めるとともに、当該地域が現在極めて閑静であることを踏まえ、事業者として、当該住民等の一番の不安がどこにあるのか、その感得に誠実に努めること。

なお、環境影響評価の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の現状の的確な把握が不可欠なため、方法書の作成に当たっては、当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。

- (6) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）において、住宅等まで0.5キロメートル程度の離隔距離の確保が可能であること、事業実施想定区域と同様の環境が周辺に広く分布すること等から、環境への重大な影響は低減されているものと考えられるとの記載があるが、その根拠を方法書において具体的に説明すること。

2 大気質について

建設工事等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、工事用資材の輸送等による場合を含め、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことがないように、気象を含む地域特性を踏まえた上で十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 事業実施想定区域周辺には住宅が多数点在しており、騒音、振動及び低周波音による影響が懸念されるため、本事業計画の実施に伴い発生する騒音等については、造成等の施工、工事用資材の輸送による場合等を含め、周辺地域住民の生活に影響が及ぶことがないように、十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (2) 風力発電機の稼働に伴い発生する騒音等の十分な低減のため、風力発電機の機種、配置や基数を工夫するだけでなく、騒音等の低減に有効な装置の導入等を検討するとともに、個別の風力発電機の立地については、最近接住宅等との離隔距離を大きく確保する計画とすること。
- (3) 騒音、振動及び低周波音についての調査、予測及び評価を計画するに当たっては、それらの感じ方は人それぞれであり、科学的に未解明な部分も多いことから、少なくとも事業実施想定区域境界から約2キロメートルの範囲内にある施設、住宅等を対象とし、過去の被害事例を調査し、風力発電機の配置や稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等、綿密に実施すること。

また、風力発電機の稼働に伴い、場所や風向等によって翼の回転による振幅変調音が発生したり、内部の増速機や冷却装置から純音性成分が生じて周辺地域住民のアノイアンス^{※※}につながる可能性について、考察を加えること。

なお、周辺地域住民等にそれらの結果を説明するに当たり、各影響の程度を方法書に具体的に記載すること。

(※※：騒音による不快感の総称。日本語では「うるささ」を当てることが多い。出典 [日本建築学会編：騒音の評価法，290頁，彰国社，昭和56年])

4 地形・地質について

- (1) 事業実施想定区域には花崗岩が風化して形成された真砂土の比較的不安定な地層が厚く堆積していることが予想されるが、大型風力発電機については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に確立されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、その結果に応じて適切な施工計画を策定すること。

なお、事業実施想定区域には土石流危険溪流(当屋平沢2号、内東山沢、足ノ股沢1号、足ノ股沢3号、長峰沢、武平壇沢2号、四辻新田沢、銭神沢1号)が含まれているため、今後、本事業計画を進める中で、土砂災害防止の観点から土砂流出防止対策等について十分な検討を行い、その内容を十分に裏付けられる調査計画を根拠とともに方法書に具体的に記載すること。

また、蓬田岳は残丘・非火山性孤峰として重要なため、その改変を極力回避する計画とすること。

- (2) 土地の切盛りは、必要最小限の計画とし、その内容を方法書において具体的に説明すること。

5 水環境について

- (1) 事業実施想定区域となっている山稜の麓には、玉川村「東野の清流」や平田村乙空釜簡易浄水場の取水施設等があり、湧水に依存した地域住民の生活や溪流に特有の自然生態系が存在しているため、土砂流出による水の濁りも含め、大規模な森林伐開等により湧水や河川水等に影響を及ぼすことのない計画とすること。

- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、阿武隈高地中西部の重要な水源地であり、生活用水や農業用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、土地の改変等による地下水及び湧水の水質及び水量への影響について、造成等の施工による一時的な場合も含め、十分に低減が図られるよう検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、当該地域は、比較的降水量が少ない一方、公共上水道の整備が進んでいない地域であるため、調査ボーリング等の結果を勘案して、地表水や地下水の状況から水の涵養及び収支の実状を把握するとともに、その結果を周辺地域住民に丁寧に説明すること。

- (3) 事業の実施に伴う汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐため、適切な生活排水対策、仮設沈砂池の設置、維持管理等の環境保全措置を綿密に検討すること。

6 風車の影について

事業実施想定区域周辺には住宅が多数点在しており、風車の影(シャドーフリッカー)による影響が懸念されるため、計画施設の稼働に伴う風車の影が生じる範囲を綿密に検討し、住宅や耕作地に影が極力掛からないような風力発電機の配置計画とすること。

7 動植物・生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺に生息することが予想されるイワナやヤマメ等の溪

流魚は、食餌として陸生昆虫が重要であり、それらの生息場、栄養源等となっている植物群落の減少により、それらの生存に大きな影響を受ける可能性が考えられる。従って、本計画施設の設置及び施工方法等については、野生生物の生活に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成等の施工による一時的な場合も含め、当該影響の十分な低減が図られるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

なお、阿武隈高地については、既に多くの風力電源開発の進展及び計画があるが、山の稜線上には特有の植生分布が知られており、保護する必要があることから、開発を進める場所とそうでない場所を合理的な理由により鑑別すること。

- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、渡り鳥、特にハクチョウの渡りの経路に近く、カワネズミ、クログミ、ミゾゴイ、モリアオガエル、ホトケドジョウ、ケスジドロムシ、キキョウ等の希少性の高い動植物の生息も予想されることから、動物の生態に関する調査方法やラインセンサス調査の踏査経路を十分に検討し、植生の調査については、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、調査の方法及び範囲等を綿密に計画し、現状を精確に把握出来るようにすること。

なお、動植物・生態系について、工事の実施による影響も調査、予測及び評価をすること。

また、予測及び評価に当たっては、可能な限り厳重な条件を設定すること。

- (3) 本事業計画の実施により土砂の流入や水の濁り等による河川の源流域への影響が懸念されることから、調査地点を可能な限り多く設ける等、水生生物の調査は綿密な計画とすること。

なお、特定の生物種について現存個体数が少ないとすれば、相応に希少である可能性が高いことに留意すること。

- (4) 大型風力発電機は動物の飛翔の障害物となることから、鳥類やコウモリ類の衝突（バードストライクやバットストライク）や障壁効果について十分な低減が図れるようにあらかじめ検討し、それらに対応した調査手法を方法書に具体的に記載すること。

なお、猛禽類やコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないように、綿密な計画とすること。

また、紫外線による昆虫の集合特性を回避するため、発光ダイオード照明等を利用した鳥類及びコウモリ類の夜間の飛翔の調査の実施を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

- (5) 本事業計画の実施に伴い大規模に森林を伐開することが想定されているため、林縁効果について考察を加え、補植計画等の適切な代償措置を策定すること。

8 景観について

- (1) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、当該影響について十分な低減が図ら

れるように検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。

- (2) 本事業計画が実現すると、福島県央の主要都市である郡山市及び須賀川市の中心市街地の東側に連なる山稜上に多数の大型風力発電機が立ち並んで見えるようになり、従来の都市景観にも大きな影響を及ぼす可能性があるため、郡山市及び須賀川市の中心市街地の適当な場所にも調査地点を選定し、遠景での景観についても十分な検討を加えること。

なお、景観の眺望点として郡山市及び須賀川市の中心市街地の適当な場所に眺望点を追加するのに伴い、視野角による検討だけではなく、二列配置や等間隔に設置されているか否か等の風力発電機の並び方についても、複数案を用意して、調査、予測及び評価する計画とすること。

9 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域及びその周辺には、周辺地域住民等に親しまれている蓬田岳、蝦夷嶽、宇津峰等の複数のハイキングコース等があるため、極力それらへの影響を回避する計画とすること。

10 廃棄物について

- (1) 本事業計画では、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を十分に検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (2) 本事業計画を進めるに当たり、発電設備の耐用年数や更新時期について、あらかじめ考察を加え、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

11 文化財について

事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財の包蔵地の該当があり、当該区域は広大であり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性もあることから、土地の形質の変更は極力回避する計画とするとともに、事前に緻密な調査を実施する等、適切な措置を講じること。

12 電波障害について

山稜上において大型風力発電機が設置される場合、電波障害が発生するおそれがあるため、あらかじめ必要な検討をすること。

13 その他

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業終了段階における施設撤去、環境回復措置等について検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺は、農畜産業の盛んな地域であるため、サルナシ等の特徴ある農作物の栽培やウシ、ニワトリ等の家畜の飼育等に影響のない計画とすること。
- (4) 本事業計画については、以後に作成されるいずれの環境影響評価図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本知事意見等についても勘案すること。